

計画改定等に際して頂いたご意見について

本協議会委員や関係団体から頂いたご意見を踏まえ、次期計画に盛り込むべき内容や、今後の取組推進に向けた方向性等について、整理

1 本協議会委員からいただいた主なご意見（第1回、第2回協議会等）

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
<p>＜医療提供体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>休日・夜間に発生した患者の入院や診療に係る医療体制が課題</u> ・ <u>一類相当の強毒性の場合への対応も念頭に、感染症指定医療機関の計画的な機能強化について検討が必要</u> ・ <u>今般の新型コロナ対応で活用された YCISS（※入院調整等において関係者間で患者情報を共有するシステム）と同様のシステムについて、次の感染症危機に向けて検討が必要</u> ・ <u>各種システムの構築にあたっては、国の情報管理システムを基本として、なるべく簡素化した情報管理体系に統一することが必要</u> ・ <u>医療機関等の従事者に対する誹謗中傷への対策や、医療従事者の心と体のケアも必要</u> 	<p>第六章 4-ク：医療連携体制 「<u>休日夜間の患者対応についての、地域の関係機関連携による体制構築</u>」を追記</p> <p>第六章 1-(3)：医療提供の基本方針 「<u>第一種感染症指定医療機関である県立総合医療センターのさらなる機能強化</u>」「<u>第二種感染症指定医療機関の計画的な機能強化の検討</u>」を追記</p> <p>第六章 4-カ：入院調整の一元化等 「<u>原則としてICTを活用し、なるべく簡素化した情報管理体系により、リアルタイムに病床や患者等の情報を共有</u>」を追記</p> <p>第十四章 1：患者等の人権の尊重 「<u>適切な情報の公表、正しい知識の普及等</u>」に加え「<u>患者及び患者への診療等を行う医療機関や社会福祉施設等の従事者等への配慮</u>」を追記</p>
<p>＜検査体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>検査体制の構築にあたっては、感染まん延時の集中的検査の実施を想定し、薬局との連携についても計画に記載が必要</u> 	<p>第五章 2-(5)：病原体等の検査の推進 「<u>感染まん延時における集中的検査の実施など、医療機関や薬局、民間検査機関との連携による体制整備</u>」を追記</p>

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
<p><宿泊療養体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>宿泊療養施設における医療提供について、医師会や薬剤師会と連携した体制構築が必要</u> 	<p>第八章 2：宿泊療養施設の確保・運営 「<u>協定締結医療機関や医療関係団体、消防機関等と協議し、宿泊療養者への医療提供体制を整備</u>」を追記</p> <p>※今後、宿泊施設との協議が整い次第、 郡市医師会等の関係団体と調整</p>
<p><人材の養成・資質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や環境保健センター等の人材だけでなく、<u>司令塔となる県庁（本庁）職員の資質の向上が必要</u> ・健康福祉センター、環境保健センター職員に加え、<u>指定医療機関等の職員についての、国研修参加の記載が必要</u> 	<p>第十一章 2-(2)：人材養成・資質向上 「<u>本庁職員の資質向上</u>」を追記</p> <p>第十一章 2-(4)：人材養成・資質向上 「<u>医療機関の医師等の、国感染症研修会への参加促進</u>」を追記</p>
<p><高齢者施設等における感染対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者施設等における集団感染を防ぐための、施設側での対策強化の実施や、感染拡大防止対策等における多くの関係機関連携による体制整備が必要</u> 	<p>第二章 7：施設内感染対策 第二章 9：関係機関との連携 「<u>社会福祉施設内における感染発生・まん延防止対策</u>」「<u>社会福祉施設等の集団施設の対策に係る関係機関連携体制</u>」に加え、「<u>施設等における集団感染発生時の協力機関等による必要に応じた早期介入・支援</u>」を追記</p>
<p><その他（結核・感染症対策）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画における具体的施策として、<u>結核の早期発見と早期治療に向けた、研修会受講者として、医師等に加え薬剤師の記載が必要</u> ・上記と同様に、<u>本庁、保健所職員の記載が必要</u> 	<p>保健医療計画（結核・感染症対策） 1-(2)：結核対策の施策 「<u>薬剤師</u>」「<u>保健所職員等</u>」を追記</p>

2 関係団体等からいただいた主なご意見（意見照会）

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
<p><計画全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回新たに規定される第一種、第二種協定指定医療機関をはじめ、感染症業務に詳しくないスタッフ等にも配慮し、<u>計画には文言の定義等を分かりやすく記載することが必要</u> ・今回国の基本指針で新たに規定された、「<u>市町の役割</u>」についても<u>計画に記載が必要</u> ・<u>県の役割として、有事における情報集約、業務の一元化等の対応による保健所設置市への支援等について記載が必要</u> ・<u>病原体等に関する情報の収集・分析等に当たっては、環境保健センターと県立総合医療センターの連携が必要</u> ・<u>新型コロナの経験等を踏まえ、人獣共通感染症への対策のため、人間及び動物並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携して取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を推進することが必要</u> 	<p>各章における記載事項のうち、専門用語等について、<u>欄外に注釈を記載</u></p> <p>第一章 8：市町の果たすべき役割 新たに事項立ての上、国の基本指針に沿って「<u>自宅療養者等の療養環境の整備</u>」「<u>県の実施する施策への協力</u>」など記載</p> <p>第一章 7：県の果たすべき役割 国の基本指針に沿って「<u>新型インフルエンザ等の発生公表期間における情報集約、業務の一元化等による保健所設置市（下関市）への支援</u>」を記載</p> <p>第二章 9-(9)：関係機関の役割分担 9-(11)：県立総合医療センター</p> <p>第四章 2-(2) ：病原体等に関する情報収集・分析等 「<u>環境保健センターと県立総合医療センターの連携による中核的な体制構築</u>」について追記</p> <p>第一章 6：ワンヘルス・アプローチ 新たに事項立ての上、「<u>国や関係機関連携による取組の推進</u>」などを記載</p>

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
<p><医療体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新興感染症への対応について、時系列に沿った各医療機関の役割等を文中に分かりやすく図示することが必要</u> ・<u>各医療措置協定と第一種・第二種協定指定医療機関の関係等が分かりにくい</u>ため、<u>計画上の記載の工夫が必要</u> ・<u>新興感染症の外来診療に対応する医療機関について、従来の「帰国者・接触者外来」を含め、時系列に沿った対応医療機関の考え方について整理が必要</u> 	<p>第六章 4-ア：医療体制 <u>新興感染症の海外発生、国内発生公表から3か月の流行初期期間、流行初期以降の各段階において、対応頂く医療機関についてのイメージ図を挿入</u></p> <p>第六章 4-エ：医療体制 <u>医療措置協定の内容（病床確保等の講じる措置）と協定締結医療機関の内訳を表す図表を挿入</u></p> <p>【調整中】 <u>帰国者・接触者外来の設置根拠である「新型インフルエンザ等行動計画」について、現在、国において、その改定内容を検討中であり、今後詳細が判明次第、所要の整理を実施予定</u></p>
<p><移送体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>今般の新型コロナ対応を踏まえ、患者の移送にあたっては、民間事業者との連携（外部委託）が必要</u> 	<p>第七章 2：感染症の患者の移送 「健康福祉センター等による移送が困難な場合に、外部委託を含め適切な手段を確保」を追記</p>
<p><人材の育成・資質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人材の養成に関して、山口大学との協力について記載が必要</u> 	<p>第十一章 1：人材の養成・資質の向上 「<u>山口大学等の医療関係職種の養成機関との相互の連携・協力</u>」を追記</p>
<p><高齢者施設等における感染対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者施設等における感染対策の体制確保が重要であり、国基本指針に沿った、平時からの協定締結医療機関との連携による、ゾーニング等の感染対策の助言等を行う体制確保を記載しては如何か</u> 	<p>第九章 2-(3)：関係機関との連携 「<u>高齢者施設等の感染まん延防止に向けた、平時からの協定締結医療機関との連携による感染対策の助言等</u>」について追記</p>

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
<p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>健康福祉センター等と関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会）について、平時からの連携構築が必要</u> ・<u>腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒発生時の具体的な対応について追記が必要</u> 	<p>第六章 4-ク：医療連携体制 「<u>新興感染症の感染拡大時の対応等に備え、平時から、圏域内の関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）との連携推進</u>」について追記</p> <p>第三章 4：食品・環境衛生との連携 「<u>複数都道府県等での広域的な腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の発生した際の、国の示す調査の実施</u>」について追記</p>

⇒ 上記の改定内容等を反映した、第8次保健医療計画（「新興感染症医療」及び「結核・感染症対策」）素案について、資料4のとおり策定